

議案第 1 号

支部宿泊施設利用補助要綱の一部改正について

支部宿泊施設利用補助要綱の一部改正について、公立学校共済組合運営規則第 60 条第 2 項第 3 号に基づき議決を求めるものである。

令和 5 年 2 月 7 日

公立学校共済組合岩手支部

支部長 佐藤 博

支部宿泊施設利用補助要綱の一部改正について
支部宿泊施設利用補助要綱（平成29年4月11日制定）の一部を次のように改正する。

改正前

(利用の手続き及び方法)
第3 [略]
第4 [略]
第5 支配人は、審査に際し、組合員等から組合員証等の提示を求めることができる。

(別表) 支部宿泊施設利用補助対象区分表

区分	利用補助の対象	補助額	利用券
宿泊 利用補助	組合員及びその被扶養者（4歳未満を除く）が宿泊した場合	2,000円	別紙様式 第69号
会食 利用補助	組合員本人が一回の会食で、1人6,000円以上（消費税、サービス料を含む）で利用した場合	2,500円	別紙様式 第71号及び 第72号
	組合員本人が一回の会食で、1人5,000円以上6,000円未満（消費税、サービス料を含む）で利用した場合	1,500円	
	組合員本人が一回の会食で、1人3,000円以上5,000円未満（消費税、サービス料を含む）で利用した場合	1,000円	
婚 礼 利用補助	組合員及びその子が結婚披露宴で利用した場合 ※組合員同士の場合は、それぞれが補助対象となる。	1組の利用額の 25% 上限150,000円	別紙様式 第77号
会 議 室 利用補助	組合員が主催し、その構成員の過半数が組合員である会議で利用した場合	会場使用料（サービス料含む）の 50% 上限25,000円	別紙様式 第75号
法 要 ・ 慶 事 等 利用補助	組合員が主催し、法要・慶事（退職・永年勤続・歳祝・叙勲等）で利用した場合	利用額の20% 上限200,000円	別紙様式 第76号
特 別 利 用 補 助	大規模災害及び感染症の流行等により、施設の利用が大幅に減少した場合に、利用促進を図るため特別に利用補助を行う。 ※利用できる期間は、別途通知する。	別途通知する	別紙様式 第68号

備考1 宿泊利用補助を連続して利用する場合は、2泊3日を限度とする。
2 会食利用補助と法要・慶事等利用補助は、重複しての利用はできないものとする。
3 特別利用補助の利用期間及び補助額は、支部長と協議の上、決定するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

改正後

(利用の手続き及び方法)
第3 [略]
第4 [略]
第5 支配人は、審査に際し、組合員等から組合員証及び被扶養者証等（本人確認書類）の提示を求めることとする。

(別表) 支部宿泊施設利用補助対象区分表

区分	利用補助の対象	補助額	利用回数上限	利用券
宿 泊 利 用 補 助	組合員及びその被扶養者が、1人6,000円以上（消費税、サービス料を含む）で宿泊した場合	3,000円	組合員及びその被扶養者併せて12泊まで	別紙様式 第69号
	組合員及びその被扶養者が1人4,000円以上6,000円未満（消費税、サービス料を含む）で宿泊した場合	2,000円		
会 食 利 用 補 助	組合員及びその被扶養者が一回の会食で、1人6,000円以上（消費税、サービス料を含む）で利用した場合	2,000円	組合員及びその被扶養者併せて12回まで	別紙様式 第71号及び 第72号
	組合員及びその被扶養者が一回の会食で、1人5,000円以上6,000円未満（消費税、サービス料を含む）で利用した場合	1,500円		
	組合員及びその被扶養者が一回の会食で、1人3,000円以上5,000円未満（消費税、サービス料を含む）で利用した場合	1,000円		
婚 礼 利 用 補 助	組合員及びその子が結婚披露宴で利用した場合 ※組合員同士の場合は、それぞれが補助対象となる。	1組の利用額の 25% 上限150,000円		別紙様式 第77号
会 議 室 利 用 補 助	組合員が主催し、その構成員の過半数が組合員である会議で利用した場合	会場使用料（備品使用料、サービス料含む）の50% 上限30,000円		別紙様式 第75号
法 要 ・ 慶 事 等 利 用 補 助	組合員が主催し、法要・慶事（退職・永年勤続・歳祝・叙勲等）で利用した場合	利用額の20% 上限200,000円		別紙様式 第76号
特 別 利 用 補 助	大規模災害及び感染症の流行等により、施設の利用が大幅に減少した場合に、利用促進を図るため特別に利用補助を行う。 ※利用できる期間は、別途通知する。	別途通知する		別紙様式 第68号

備考1 宿泊利用補助を連続して利用する場合は、2泊3日を限度とする。
2 会食利用補助と法要・慶事等利用補助は、重複しての利用はできないものとする。
3 特別利用補助の利用期間及び補助額は、支部長と協議の上、決定するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

支部宿泊施設利用補助要綱

(目的)

第1 公立学校共済組合盛岡宿泊所（以下「施設」という。）の利用促進を図るとともに、公立学校共済組合岩手支部の組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の保養と元気回復に資することを目的に、組合員等が施設を利用した場合、この要綱に基づき補助するものとする。

(利用補助の区分等)

第2 利用補助の区分、対象及び補助額等は、(別表) 支部宿泊施設利用補助対象区分表のとおりとする。

(利用の手続及び方法)

第3 組合員等が補助を受けようとする場合は、予め施設に利用の申込みを行い、第2で定める利用券に所定の事項を記入のうえ、利用当日（又は施設の支配人が指定する日）に施設の支配人に提出する。

第4 支配人は、組合員等から提出された利用券を審査し、適当であると認めた場合は、第2で定める補助額を利用料金から控除して精算するものとする。

第5 支配人は、審査に際し、組合員等から組合員証及び被扶養者証等（本人確認書類）の提示を求めることとする。

(補助の請求)

第6 支配人は、第4により控除した補助額の当該月分を取りまとめ、翌月5日までに支部長あて請求するものとする。

(補助の対象外)

第7 次に掲げる利用は、補助の対象としないものとする。

- (1) この要綱の目的及び第2で定めた事項に違反して利用した場合。
- (2) 公務の出張及び県費等の公費で支払が行われる場合。
- (3) 利用券に不備が認められた場合。
- (4) 施設の支配人が、審査の結果、不相当であると認めた場合。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 支部宿泊保養施設利用補助要綱（平成16年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

(別表) 支部宿泊施設利用補助対象区分表

区分	利用補助の対象	補助額	利用回数上限	利用券
宿泊 利用補助	組合員及びその被扶養者が、1人6,000円以上(消費税、サービス料を含む)で宿泊した場合	3,000円	組合員及びその被扶養者併せて12泊まで	別紙様式 第69号
	組合員及びその被扶養者が1人4,000円以上6,000円未満(消費税、サービス料を含む)で宿泊した場合	2,000円		
会食 利用補助	組合員及びその被扶養者が一回の会食で、1人6,000円以上(消費税、サービス料を含む)で利用した場合	2,000円	組合員及びその被扶養者併せて12回まで	別紙様式 第71号及び 第72号
	組合員及びその被扶養者が一回の会食で、1人5,000円以上6,000円未満(消費税、サービス料を含む)で利用した場合	1,500円		
	組合員及びその被扶養者が一回の会食で、1人3,000円以上5,000円未満(消費税、サービス料を含む)で利用した場合	1,000円		
婚礼 利用補助	組合員及びその子が結婚披露宴で利用した場合 ※組合員同士の場合は、それぞれが補助対象となる。	1組の利用額の 25% 上限150,000円		別紙様式 第77号
会議室 利用補助	組合員が主催し、その構成員の過半数が組合員である会議で利用した場合	会場使用料(備品 使用料、サービス 料含む)の50% 上限30,000円		別紙様式 第75号
法要・慶事等 利用補助	組合員が主催して、法要、慶事(退職・永年勤続・歳祝・叙勲等)で利用した場合	利用額の20% 上限200,000円		別紙様式 第76号
特別利用補助	大規模災害及び感染症の流行等により、施設の利用が大幅に減少した場合に、利用促進を図るため特別に利用補助を行う。 ※利用できる期間は、別途通知する。	別途通知する		別紙様式 第68号

備考1 宿泊利用補助を連続して利用する場合は、2泊3日を限度とする。

2 会食利用補助と法要・慶事等利用補助は、重複しての利用はできないものとする。

3 特別利用補助の利用期間及び補助額等は、支部長と協議の上、決定するものとする。